

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和2年度予算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障の充実や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 14,979 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 312,592 千円

(単位：千円)

事業名		令和2年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	86,460	61,639			2,067	22,754
	高齢者福祉事業	32,362			70	2,696	29,596
	児童福祉事業	68,070	15,428		26,630	2,172	23,840
	母子福祉事業	5,291	958			359	3,974
	小 計	192,183	78,025	0	26,700	7,294	80,164
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	28,835	14,963			1,153	12,719
	介護保険特別会計繰出金	57,007	4,560			4,389	48,058
	後期高齢者医療特別会計繰出金	12,217	8,529			315	3,373
	小 計	98,059	28,052	0	0	5,857	64,150
保健 衛生	疾病予防対策事業	11,266			120	929	10,217
	健康増進対策事業	11,084	410			899	9,775
	小 計	22,350	410	0	120	1,828	19,992
合 計		312,592	106,487	0	26,820	14,979	164,306

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。